

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

《 第7号 》

〈発行〉特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会（事務局）さいたま市浦和区仲町2・13・8

埼玉県介護支援専門員協会に期待すること



埼玉県医師会
常任理事 齋藤 文雄 先生

いつも埼玉県医師会の活動については、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。この度、埼玉県医師会より介護保険担当を命じられました齋藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

介護保険の運営につきまして、介護支援専門員の皆様には、その「要」としての重要なポジションでご活躍いただいております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

ところで、この介護保険が本年4月大きく改正されました。今回の介護保険制度、介護報酬改定の大きな柱の一つは、皆さんが担当しているケアマネージメントの見直しです。約半年間経過しましたが、変更が大きかったために大変苦労されていることと拝察いたします。ケアマネージメント体系が今までの、介護給付と新しく予防給付に大きく分けられました。

そして、ケアプラン作成において、サービス担当者会議の開催やモニタリングが不徹底であることなどが指摘されました。さらに主治医などそのほか、その介護者に関わったいろいろな職種や機関との連携が不十分といった問題点が指摘されております。

介護保険を利用する方は、多かれ少なかれ医療との関連があります。ケアプランを医師に認めていただくことが、特に認知症などは難しい項目がありますのでより大切です。介護保険を使う人たちは、主治医の意見書によって、医療サービスが必要な人と福祉サービスで済む人へと分けられるからです。今まで医師や歯科医師等との接点が、うまく機能しないという声もあるようですが、いろいろと工夫して前向きに検討してみたいと思います。

ケアマネジャーの仕事は、リーダーではなくコーディネーターであることが求められております。そのことを良く理解して進めていただきたいと思います。

『特定非営利法人認証1周年記念講演会 ～人生の現役養成道場～』を聴講して

広報部長 石原雅哉



10月14日にNPO法人化1周年記念として、遠く山口県より夢のみずうみ村代表の藤原茂先生においでいただき、ご講演を賜りました。私自身、藤原先生のお話を拝聴するのは2回目です。1回目は介護保険法改正前で「デイサービスにおける介護予防とは？」というようなテーマだったと記憶しています。今回の記念講演も演題は「人生の現役養成道場」ですが、副題はやはり「デイサービスにおける介護予防から」

というものでした。確かに介護保険という枠で藤原先生の事業をとらえれば、「デイサービス」であり、「介護予防」ではありますが、お話を伺うとその背景には「人として生きる」という、非常に大きなテーマがあることがわかります。

昨今の福祉業界にはノーマライゼーション、ストレングスモデル、エンパワーメント、ICFといった横文字が横行していて、知らないと勉強不足だと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、意味を知ると「なんだそんなことか」ということも多いはずですが、これらの考え方の背景にもやはり「人として生きる」という、とても大きく、しかも自然なテーマがあるからだと思います。つまり難しい言葉はいらぬということです。

「大人も子供も高齢者も、障害や病気があっても無くても、人として人生を生きる」という普遍のテーマであります。それを要支援・要介護高齢者が自然に体験できるシステムが藤原先生の夢のみずうみ村にはあるのだと思います。

その特徴を挙げればきりが無いのですが、いくつかをご紹介します。まずは興味を引くプログラムをやらなければ意味がない、興味の有無は人それぞれ違うのだから、100人のご利用者がいれば100通り以上のプログラムが必要であるということです。

単にリハビリプログラムがたくさんあればいいのではなく、「心を動かす、心を刺激する」環境が大切なのです。その1つとして、夢のみずうみ村には「ユーメ」という事業所内通貨があります。事業所内では何をするにもこのお金が必要なのですが、自分で食後の下膳を行うと何ユーメというふうのリハビリを行うとお金がもらえる仕組みになっていて、そのお金がないとお茶も飲めないのです。銀行があるので、貸し借りや利子もあり、ご利用者が管理しています。定期的にそのお金をかけるカジノが行われていて、あるご利用者は普段は物事にあまり興味も無く、麻痺があつて涎が常に出ているそうですが、カジノが始まる30分前には涎がピタッと止まり、自分の軍資金を数えるのだそうです。また、いたるところに家具がうまく配置されており、家庭に近い環境の中で、杖や車椅子、手すりに

頼らなくても身の回りの物をうまく使うことで自力歩行するテクニックが身につくようになっていきます。また、手すりや杖よりも壁にもたれながら歩くことを推奨しているそうです。

これらは「バリアフリー」と称する物の一部であり、段差や滑りやすく長いスロープもあり、「ここは滑りやすく、長いんだ」ということを良くご利用者に理解いただいた上で壁にもたれかけながら慎重に歩いてもらっており、転倒は一度も無く、むしろ健常者の方が足を滑らすとのことです。単にバリアがあるだけではなく、そのバリアを超えることのできるテクニックを習得してもらうことと、それを駆使できる環境が整えられているのです。

これらが全てのご利用者にマッチするわけではありません。環境やプログラムを整備する一方で、ご利用者を個々の性格や障害の度合い、生活環境などから独自の評価を行い、全く何もしない方や気まぐれな方、1対1や1対大勢の関係の向き不向き、指導する立場で本領を発揮する人など、多種多様にアセスメントして、その方にあった生き方をしてもらっています。一心不乱にプログラムに取り組む人もいれば、「何もしない」ことをしにくる人、得意分野では指導者になって他のご利用者に教え、時間給をもらっている人もいます。

つまり、夢のみずうみ村には1人1人違って当たり前の個性に対応できる多様性とそれを実践するための実行力と発想力があり、それは利用者が自ら望んで行動したいという心の動き、感動、感激を生み出すためであるということです。

そして感動や感激は誰もが日々の生活の中で求めているものであり、いくつになっても、どのような障害や疾病があっても変わることはありません。その生き方を支援する場所だから、夢のみずうみ村は「人生の現役養成道場」なのです。

私達ケアマネジャーもこの視点が不可欠のはずです。しかし、私達はアセスメントの際、どうしても障害や疾病、困っていること、できないことだけに注目してしまいがちです。家族やご本人もその訴えが多いはずです。しかし、それらは人として人生を生きる上で必要な土台の部分であり、それが全てではなく、その上に本来のニーズがあるはずです。実務研修ではこのことをICFを通して学ぶわけですが、ある意味それは理想であり、実際のケアマネ業務とのギャップに悩む方も多いでしょう。理想は理想として置いておいて、現実には現実と割り切って仕事をしている方もいらっしゃるでしょう。しかし、それだけでは介護プランも介護予防プランも書式や様式、課題、背景、要因、目標、廃用性、栄養、口腔、機能向上、運動といった用語に振り回されて、書類に文字を埋めること、サービスを当てはめること、そして計画どおりにサービスが行われることが全てのように感じてしまうのではないのでしょうか。

そこで皆さんに提案したいのは日々の忙しい業務の中で時々立ち止まって考えてみませんか、ということです。「このプランはこの方の人生に合っているかな？このプランで幸せかな？これが希望の生き方かな？」と。

そして経験と地域資源、発想をフル活用して夢のみずうみ村のサービスに負けないようなプランを作る。これこそケアマネの醍醐味ではないのでしょうか。

まずは、藤原先生が目指されている理想を一つでもケアプランに盛り込んで試行してみたいと思います。

藤原先生の経験と実績に基づく、引き込まれるような熱弁は、何度でも聞きたいと思ってしまいます。皆さんも機会があればぜひ聞いていただきたいと思います。藤原先生にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

藤原茂先生のプロフィール

- ・1982年 東京都立府中リハビリテーション専門学校作業療法学科卒業
- ・防府温泉病院・山口リハビリ病院に勤務
- ・1995年山口・コメディカル学院作業療法学科学科長
- ・2000年10月 NPO 法人「夢の湖舎」設立、
理事長、夢のみずうみ村 代表

秩父夜祭り



年の瀬 風物詩 氷川神社 酉の市

介護支援専門員の研修体系について

厚生労働省の「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」の答申に基づく、介護支援専門員の資質向上とキャリアアップを目指した新研修が各県に通知され新研修がスタートしている。研修時間をまず確保するという駆け込み式研修の様を呈し、およそ新研修の意義からかけ離れた状況で研修は進んではいるが、介護支援専門員への期待にそこなわないように私たちは努力していきたい。

さて、ここで改めて研修体系についてレビューしてみたい。

① 介護支援専門員の研修体系のポイント

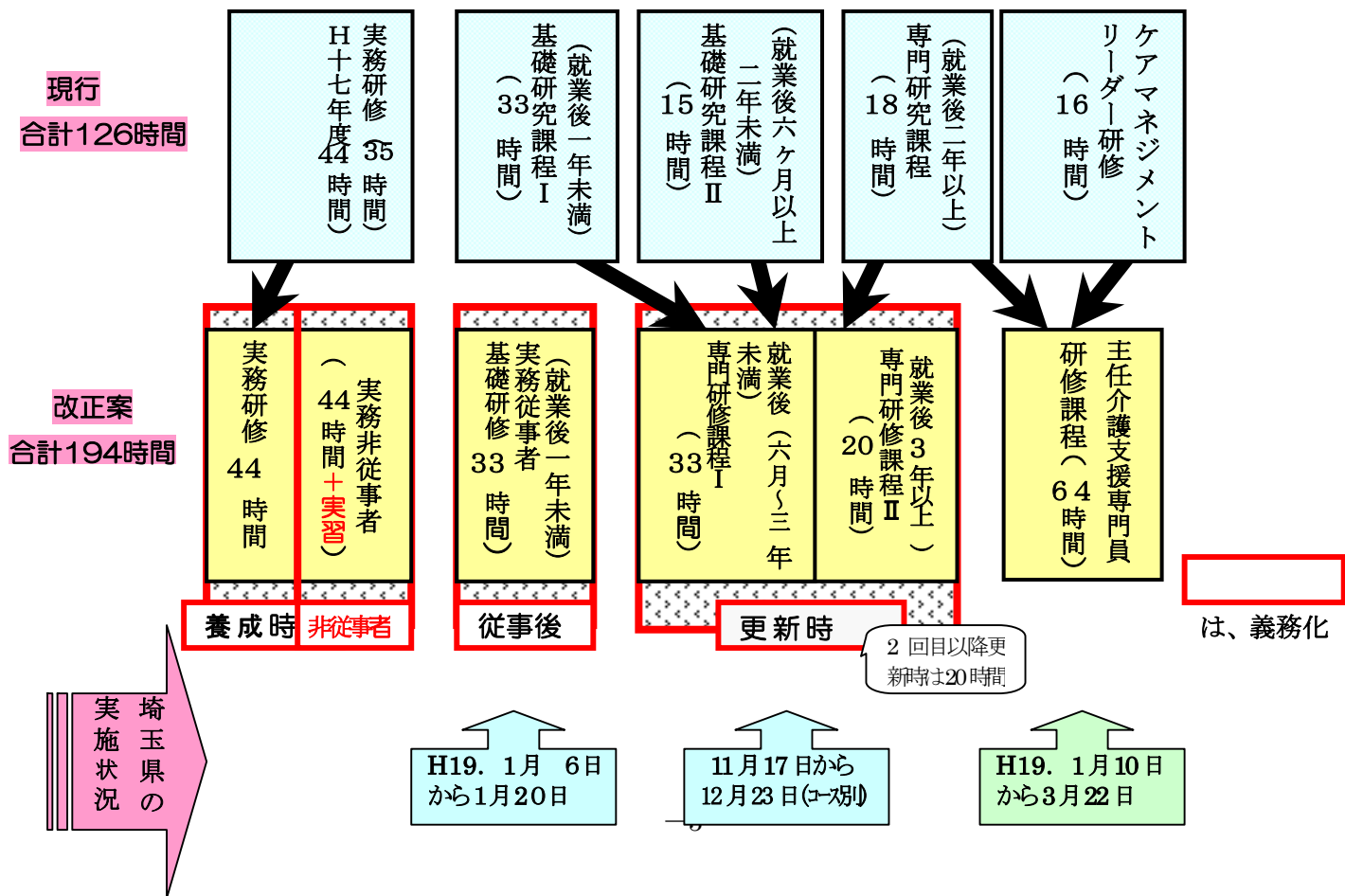
資格更新性の導入

- ・資格更新に当たっては更新研修が義務化された
- ・初回更新時は「専門研修Ⅰ」及び「専門研修Ⅱ」と同じ内容、2回目以降は「専門研修Ⅱ」と同じ内容

非実務従事者に対する研修制度実施

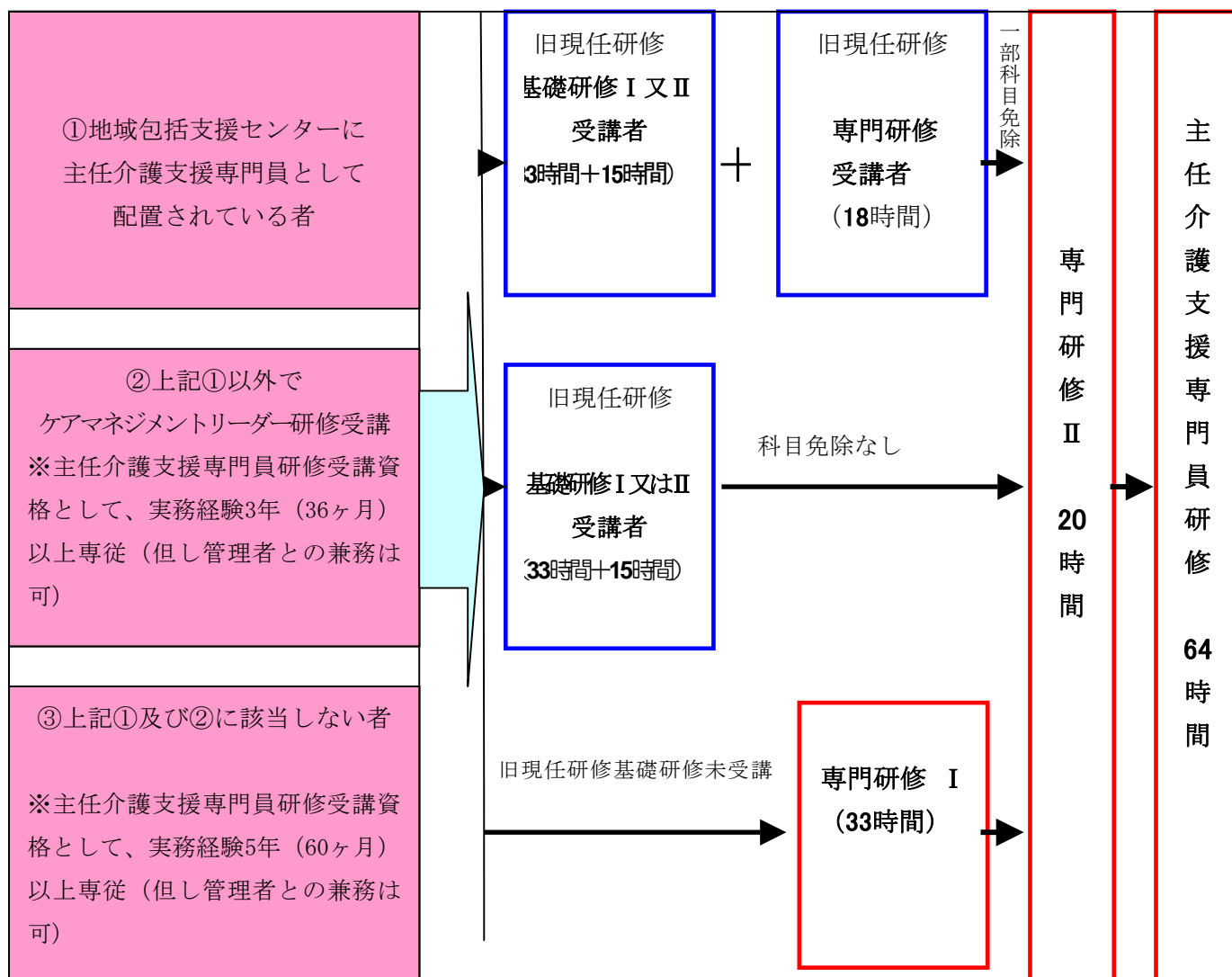
- ・実務に携わる時は再度の研修(再研修)を義務化
- ・カリキュラムは実務研修と同じ内容

② 介護支援専門員の研修体系と実施状況



③主任介護支援専門員研修の流れ

厚生労働省の資料から



- * 1. 厚生労働省の資料を一部修正、日本介護支援専門員協会資料を追加した。
- * 2. 研修に関するお問い合わせは埼玉県社会福祉協議会へ
- * 3. 研修に関する新しい情報は、当協会・日本介護支援専門員協会・ケアマネジメントオンライン・埼玉県社会福祉協議会のホームページにてご確認ください。
- * 4. 社協発平成18年度介護支援専門員研修に実施についての(通知)から引用した。

補足説明

平成18年4月の制度改正により、介護支援専門員証（介護支援専門員登録証を含む）には有効期間が付され(前号に記載)、介護支援専門員証の更新を受けるには、介護支援専門員更新研修の受講が必須となります。但し、介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡを研修した方は、更新時に改めて更新研修を受講する必要はありません。なお、介護支援専門員現任研修(基礎Ⅰ・Ⅱ)を終了している方、若しくは当該研修を他都道府県で終了している場合は、専門研修Ⅰを終了したものとみなされ、専門研修Ⅰの受講は不要です。

はろーケアマネ 相談内容 Vol-3

他県への転出した時

Q1

経過的要介護の被保険者が他県へ転出しました。転入した市では要支援1または再認定調査といわれました。経過的要介護は転入しても経過的要介護と理解していましたので根拠となる資料を紹介して欲しい。今までのサービスは使えなくなる危惧があります。

A1

厚労省のQ&AでH18.2.10付けを参照してください。

問6 経過的要介護者が新予防給付を実施している市町村へ転入した場合は、どのような取り扱いを受けるのでしょうか。

答 経過的要介護者が新予防給付を実施している市町村へ転入する場合は、法36条を適用して「要支援1」と認定する事ができます。

福祉用具

Q2

福祉用具をレンタルしている方については、全利用者についてサービス担当者会議を開催しなければいけないのでしょうか？

A2

サービス担当者会議の必要性についていえば、全利用者に対して必要です。軽度者、重度者ともに会議を開く必要があります。(平成18年厚労令33「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第22号、第23号を参照ください)

骨折の恐れがある方に対する事前了承について

Q3

他のサービスを利用していた方の事例です。骨そしょう症があり、転倒や打撲をしなくても骨折してしまう。今度、自分の事業所を利用する事になります。他の事業所の方から、家族に一筆もらっておいた方が良いのではと言われました。事業所としてそのような対応が必要でしょうか、教えてください。

A3

契約をする際に、事故に関する項目が記載されている重要事項説明書の内容を詳しく説明し、理解を得ておく必要があります。

事業所としては対処の方法として、心身の状況などの把握および居宅介護支援事業所との連携が基準第105条に示されています。

サービス提供時の診療情報は、事業所として、それが無い事を理由にサービス提供を断る事はできません。

このようなケースの場合、事前に医師から生活上の留意点と身体上のリスクについて情報をいただく事が重要だと考えます。その上でどのような援助が事業所として出来るのか、リスクの説明などをした上で契約をすることが重要だと考えます。

報告者 はろーケアマネ担当 白戸



深谷市川本 小白鳥

今年も多くの仲間が来ました

スキルアップセミナーから

スキルアップセミナー③

日々の活動で溜まるストレスを解消する良い知恵は？



第一部：「アルパで楽しもう」

ラテンハーブ 奏者 峰岸 桂子 先生

従来のセミナーのパターンを根底から変えて、中央で活躍されている峰岸先生のライブ《コンドルは飛んで行く……など》名曲を聴く。「これだけで癒された」の感想を多くの方からいただいた。今後もこのような企画を取り入れたい。



第二部：「ストレスをためずに仕事をしたい」

埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉学科 小川孔美先生

3人の先輩ケアマネからストレスの解消やためない方法を伺い、小川先生には「ストレスがたまらない毎日を送るすべ」を教えていただく。



武石 正子さん

自分の趣味など好きなことをして、息抜きすることです。私は花など美しいものを見るのが大好きです。又、いつもポジティブ思考で行動しています。



讃岐 敏明さん

自分の得意なことをし続けることでしょう。私は時刻表片手に旅行しています。ちなみにむかつとした頻度は、およそ1回/日あるそうです。



栗原 幸江さん

仕事を離れたら、仕事以外の話に切り替えたり、他人の話をきくようにしている。自分でやらなければならないこと、他人や家族ができることを役割分担して、仕事を抱え込まないことが大切。

ストレス対策の6つの基本

- 1 不要なストレスはかわす
- 2 たまったストレスは発散する
- 3 思考パターンを見直す
- 4 早寝・早起きで生活にリズムを
- 5 朝食を必ずとる
- 6 疲れを感じたら、ゆっくり休む



小川孔美先生

そして あなたの自動思考を直しましょう！

とっさに浮かんだ自動思考の例 ▶ 私(俺)って、もしかして嫌われている？ ▶ なにか考えごとをしていたのかもしれない。

スキルアップセミナー④

第一部：「ケアマネジャーのための在宅酸素療法」



呼吸療法士 鬼頭 愛 先生

息をはいて、はいて、はいて、はいて！止めて。この苦しさこそ患者さんの苦しさです。呼吸不全患者さんの呼吸苦の体感から始まった。

そして、ケアマネさんが患者さんの体調を診るポイントを教えていただく。

体調の変化を知るものさしは、一般に体温計であるが呼吸不全の患者さんはパルスオキシメーターにて測る**酸素飽和度**である。更にはフィジカルな面では肩こりがしていないかも重要なポイントであることなど。日常的なチェックポイントを教えていただいた。

また、口すぼめ呼吸の有効性も教わる。さらに、地域連携クリニカルパスを用いた**在宅呼吸ケアネットワーク**づくりの重要性を力説された。埼玉県では草加市でその試みが始まっているそうです。

第二部：「H19.4からの指導及び監査方針について」

～伝達研修～



協会理事 長谷川佳和

日本介護支援専門員協会（JCMA）は、去る9月20日、全国介護保険指定基準・監査担当者会議において、都道府県介護保険指導監査担当課へ指導・伝達された内容を、直接に厚生労働省の担当官から説明を聞く、第二回全国介護保険担当者会議を開催した。当協会からは、JCMAの代議員である協会理事の長谷川佳和さんが参加され、その内容に関する伝達研修である。ポイントを以下にまとめた。又、内容を会報別紙として、1シートに記したので活用していただければ幸いです。

- ① 10月に局長通知が発出され、これにもと基づく「指導」と「監査」はH19年度から一斉に行われる。
- ② 介護保険制度に関する指導監査の流れが変わる。これまで行ってきた「指導監督」が「指導」と「監査」に分けて実施される。その権限は都道府県、指定都市、中核都市、更には市町村が持つことになる。
- ③ 指導は、集団指導と実地指導に分かれる
- ④ 見直しの考え方として、機動的な監査体制が確保されたこと、不正受給や悪質な運営基準違反を重点とした監督体制の強化、高齢者への虐待防止については厳しく対処さ

出典：JCMAのホームページを改変

会報別刷：都道府県・市町村が実施する指導監督のあり方について(案)

***** 賛助会員紹介コーナー *****

- | | |
|------------|----------------|
| ・ 株式会社 | アズパートナーズ |
| ・ 株式会社 | ビジュアルビジョン |
| ・ 社会福祉法人 | 加須市社会福祉協議会 |
| ・ 医療法人 啓仁会 | 居宅介護支援事業所 ロイヤル |
| ・ (有)あいえん | まごころサポートセンター |

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は2回しております》

ご支援ありがとうございました。

寝たきりや歩行困難な方が各種健康保険で受けられます。(お医者様の同意が必要)

在宅・訪問療養マッサージ

(各種介護老人福祉施設等にもお伺いさせていただきます。)

このような方(症例)のための施術です。

脳梗塞・くも膜下出血・頸椎損傷・
変形性膝関節症・関節運動機能障
害・関節リウマチ・パーキンソン病・
交通事故などによる歩行困難、又は
寝たきりの方など



無料お試しマッサージ実施中!

埼玉県における訪問療養マッサージのバイオニア!!

まごころサポートセンター®

本部 さいたま市岩槻区南平野233-1

〒330-0845 岩槻区南平野233-1

☎ 0120-72-8817

FAX 048-749-6855

<http://www.i-magokoro.com>

マッサージ師17名・相談員4名でサポート中!

【現在お伺いできる地域】 川口・鳩ヶ谷・戸田・蕨・さいたま(全区)・上尾・蓮田・春日部各市・杉戸・宮代・白岡・伊奈各町

事務局からのお知らせ

① 会員募集のご案内

会員の皆様に、職場の皆さんや新規介護支援専門員実務研修合格者へぜひ入会をお勧めしていただきたくお願いいたします。なお本会入会の条件については制限がありません。

② 講演会・スキルアップセミナーのレジュメが多少あります。実費で提供しますので事務局お申し込みください。なお、アルパ奏者峰岸桂子先生のCDは、著作権法により提供できませんのでご了承ください。

③ 会費未払いの方へ

今年度の会費未払いは、約18%の高き割合になっております。未払いの方へは納入のお願い文書及び振込用紙を同封しております。H19年1月31日までに納入ください。会費未払いの方は自動退会とみなされ、H19年2月以降は会員扱いとはなりませんのでご了承ください。

④ 年末年始休暇

- ・ はろーケアマネ : 12月29日(金)～1月9日(火)
- ・ 協会事務局 : 12月28日(木)～1月8日(月)

編集後記

今年もあっという間に過ぎてしまい、気がつけば年の瀬。皆様がたは今年はどうな一年でしたか。私は 年頭に立てた目標が大きすぎていつの間にか挫折しました。ここ数年はそんな過ごし方で、来年こそは小さな目標にして欲張らずに、達成感を味わうようにしたいなと思います。

どうぞ皆様がたには、よいお年をお迎えくださいますように。KY



- ・ 発行人 : 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 谷口 清和
- ・ 特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館内
TEL 048-835-4343 FAX 048-35-4344
Email s_shien20817@palette.plala.or.jp
HP : <http://www.saitama-cm.com/>

